

令和3・4年度中央区成年後見制度利用促進事業の成果と課題について

目指す姿	誰もが住み慣れた地域の中で家族や地域の人々に支えられながら、成年後見制度の適切な利用により本人の意思が最大限尊重され、尊厳をもってその人らしい生活を継続することができています。
------	--

施策の方向性 I	成年後見制度の普及・啓発を推進する。
施策1	成年後見制度の普及・啓発

主な取組・事業	(1)効果的な広報活動の実施 (2)地域連携ネットワークを活用した講座、講演会等の実施
---------	---

1 事業の成果(令和3・4年度)

- ・成年後見制度普及・啓発リーフレットの作成・配布(令和3年度新規)
- ・「すてっぷ通信」の創刊(令和3年度新規)
- ・区、社会福祉協議会ホームページ・SNSの更新(令和3年度充実)
- ・出張ミニ相談会(令和4年度 充実)
- ・出前講座(令和4年度 充実)
- ・広報誌への掲載
- ・区内掲示板へのポスター掲示
- ・「すてっぷ中央」パンフレット・ちらし等の配布、イベントにおける周知
- ・成年後見申立講座、・成年後見制度入門講座
- ・成年後見支援センター講演会・成年後見制度無料個別相談会

2 事業の課題(令和3・4年度)

- ・令和4年度に障害者(児)や高齢者に対して実態調査を実施したところ、成年後見制度を「知っている」と回答した人の割合は令和元年度調査と比較して微増または微減となっており、3～4割と低い割合で推移している。

3 今後の方向性

- ・引き続き、既存の広報を行うとともに、ホームページの積極的な活用や、高齢者・障害者所管課との連携など、より効果的な広報の方法等について検討していく。講座・講演会等の実施についても、参加者のニーズにあわせて、内容や開催日時、手法等を工夫するほか、積極的に障害者・高齢者施設へ出前講座を行うなど、本制度のさらなる周知に努めていく。

令和3・4年度中央区成年後見制度利用促進事業の成果と課題について

目指す姿	誰もが住み慣れた地域の中で家族や地域の人々に支えられながら、成年後見制度の適切な利用により本人の意思が最大限尊重され、尊厳をもってその人らしい生活を継続することができています。
------	--

施策の方向性Ⅰ	成年後見制度の普及・啓発を推進する。
施策2	成年後見制度の理解向上

主な取組・事業	(3)職員等を対象とした研修の充実 (4)区及び関係機関の相互理解の促進
---------	--------------------------------------

1 事業の成果(令和3・4年度)

・権利擁護支援地域関係者ネットワーク連絡会の開催(令和3年度 新規、令和4年度 充実) ・区職員、福祉関係者向け研修
--

2 事業の課題(令和3・4年度)

・成年後見制度を円滑に運用していくために、関係機関の顔の見える関係づくりを推進し、区及び関係機関の業務内容の相互理解をより深めていく必要がある。 ・区職員及び福祉関係者を対象に成年後見制度に関する基本的な研修を行っているが、制度に関して理解度をより深めていく必要がある。

3 今後の方向性

・区及び関係機関の業務内容の相互理解をより深めていくために、権利擁護支援地域関係者ネットワーク連絡会において、合同研修や意見交換会を開催するなど、さらなる充実に向けて検討していく。 ・研修参加者にあわせて、基本的な内容から申立費用・報酬助成制度、受任者調整など、より実務的な研修内容を検討していく。

令和3・4年度中央区成年後見制度利用促進事業の成果と課題について

目指す姿	誰もが住み慣れた地域の中で家族や地域の人々に支えられながら、成年後見制度の適切な利用により本人の意思が最大限尊重され、尊厳をもってその人らしい生活を継続することができています。
------	--

施策の方向性Ⅱ	成年後見制度を安心して利用できる仕組みを作る。
施策3	相談・支援体制の強化

主な取組・事業	(5) 地域関係者と連携した相談体制の強化 (6) 支援方針の検討等への司法専門職等の関与 (7) 本人の意思を尊重した適時・適切な制度利用の促進 (8) 迅速かつ適切な区長申立ての実施
---------	--

1 事業の成果(令和3・4年度)

・権利擁護支援地域関係者ネットワーク連絡会の開催(令和3年度 新規) ・司法・福祉専門職の助言(令和3年度 新規) ・区長申立ての検討への司法専門職の参加(令和3年度 新規) ・区長申立て手続の迅速化等に向けた事務移管(令和3年度 新規) ・民生委員への出前講座の開催(令和3年度 充実) ・地域連携ネットワークの強化(令和4年度 充実) ・地域ケア会議への出席 ・権利擁護支援事業から成年後見制度への移行支援 ・区長申立ての実施

2 事業の課題(令和3・4年度)

・権利擁護を必要としている世帯には、本人だけではなく複合的に課題が生じていることもあることから、世帯全体を包括的に支援していく必要がある。 ・支援方針や申立ての可否等について検討する際に、必要に応じて、権利擁護支援推進協議会で司法・福祉等専門職から助言をうけるが、本協議会の開催回数が限られているため、助言を受けるまでに時間を要する場合がある。
--

3 今後の方向性

・複合的な課題を抱えた世帯を包括的に支援していくため、世帯の課題・ニーズを的確に把握し、状況に応じて関係機関と積極的に連携するなど、相談・支援体制を強化していく。 ・司法・福祉等専門職からの助言をより活用していくために、権利擁護支援推進協議会の開催の方法や頻度について検討していく。

令和3・4年度中央区成年後見制度利用促進事業の成果と課題について

目指す姿	誰もが住み慣れた地域の中で家族や地域の人々に支えられながら、成年後見制度の適切な利用により本人の意思が最大限尊重され、尊厳をもってその人らしい生活を継続することができています。
------	--

施策の方向性Ⅱ	成年後見制度を安心して利用できる仕組みを作る。
施策4	負担軽減の充実

主な取組・事業	(9) 申立てに係る手続の支援及び費用・報酬助成の充実
---------	-----------------------------

1 事業の成果(令和3・4年度)

・申立てに係る費用・報酬助成 ・申立てに係る手続の支援

2 事業の課題(令和3・4年度)

・令和4年度に障害者(児)や高齢者に対して実態調査を実施したところ、成年後見制度を利用しない主な理由の1つとして、費用の負担が挙げられている。(申立てに係る費用及び報酬助成制度の利用数は毎年10件程度である。)

3 今後の方向性

・申立に係る費用や報酬助成制度について、ホームページやちらし等で広く周知するとともに、他区の情報を収集するなど、助成制度の課題を整理し、見直しや充実に向けて検討していく。

令和3・4年度中央区成年後見制度利用促進事業の成果と課題について

目指す姿	誰もが住み慣れた地域の中で家族や地域の人々に支えられながら、成年後見制度の適切な利用により本人の意思が最大限尊重され、尊厳をもってその人らしい生活を継続することができています。
------	--

施策の方向性Ⅱ	成年後見制度を安心して利用できる仕組みを作る。
施策5	地域連携ネットワークの構築

主な取組・事業	(10)協議会の設置・運営 (11)中核機関の設置・運営
---------	------------------------------

1 事業の成果(令和3・4年度)

・権利擁護支援推進協議会の設置・運営(令和3年度 新規) ・権利擁護支援地域関係者ネットワーク連絡会の開催(令和3年度 新規、令和4年度充実) ・中核機関の設置・運営(令和3年度 新規)

2 事業の課題(令和3・4年度)

・令和3年度から権利擁護支援推進協議会を設置したところであるが、地域連携ネットワークの構築については長期的に取り組んでいく必要がある。 ・今後、障害者・高齢者人口の増加に伴い、成年後見制度を必要とする方が増加していくことが見込まれることから、中核機関の機能を強化していく必要がある。

3 今後の方向性

・地域連携ネットワークを構築していくため、引き続き、権利擁護支援推進協議会で関係機関等の連携の強化及び自発的に協力する体制づくりの推進等について協議していく。 ・中核機関の機能を強化していくため、成年後見制度の利用促進、成年後見人等への支援等のさらなる充実に向けて検討していく。

令和3・4年度中央区成年後見制度利用促進事業の成果と課題について

目指す姿	誰もが住み慣れた地域の中で家族や地域の人々に支えられながら、成年後見制度の適切な利用により本人の意思が最大限尊重され、尊厳をもってその人らしい生活を継続することができています。
------	--

施策の方向性Ⅲ	成年後見等の担い手となる地域資源の活用・育成をする。
施策6	成年後見等の担い手の確保

主な取組・事業	(12)社会貢献型後見人候補者の養成・支援 (13)社会貢献型後見人の受任の促進 (14)法人後見の実施の検討
---------	---

1 事業の成果(令和3・4年度)

・社会貢献型後見人候補者の支援(令和3年度 充実) ・法人後見のニーズ調査の実施(令和4年度 新規) ・社会貢献型後見人候補者の養成 ・成年後見等監督人業務 ・社会貢献型後見人等候補者の推薦 ・社会貢献型後見人の受任条件等の検討 ・法人後見実施団体との連携
--

2 事業の課題(令和3・4年度)

・社会貢献型後見人候補者の養成後、後見人等を受任するまでに長期間空くことがあるため、一人一人の資質を向上させていく必要がある。 ・社会貢献型後見人候補者の養成を行っているが、社会貢献型後見人が受任する機会が少ない。 ・令和4年度に障害者(児)に対して実態調査を実施したところ、法人後見を今後利用したいとの回答が一定数あったが、連携している法人後見実施団体が限られている。

3 今後の方向性

・社会貢献型後見人候補者の資質の向上にむけて、フォローアップ研修や活動支援体制等をより充実していく。 ・社会貢献型後見人の受任促進を図るため、専門職後見人からのリレー形式や複数後見、受任要件の緩和などの課題を整理していく。 ・社会福祉協議会による法人後見の実施に向けた課題を整理するとともに、区内において法人後見が実施可能な団体の調査を行い、法人後見のニーズに対応していく。

令和3・4年度中央区成年後見制度利用促進事業の成果と課題について

目指す姿	誰もが住み慣れた地域の中で家族や地域の人々に支えられながら、成年後見制度の適切な利用により本人の意思が最大限尊重され、尊厳をもってその人らしい生活を継続することができています。
------	--

施策の方向性Ⅲ	成年後見等の担い手となる地域資源の活用・育成をする。
施策7	社会貢献型後見人等候補者の活用

主な取組・事業	(15)社会貢献型後見人候補者の幅広い活用及びモチベーションの確保
---------	-----------------------------------

1 事業の成果(令和3・4年度)

・登録生活支援員としての活用 ・社会貢献型後見人基礎講習、フォローアップ研修・情報交換会での講師等への活用

2 事業の課題(令和3・4年度)

・社会貢献型後見人の受任機会が少なく、活用する場も限られている。
--

3 今後の方向性

・社会福祉協議会での法人後見の実施とあわせて、後見支援員等の活用に向けた検討を行っていく。

令和3・4年度中央区成年後見制度利用促進事業の成果と課題について

目指す姿	誰もが住み慣れた地域の中で家族や地域の人々に支えられながら、成年後見制度の適切な利用により本人の意思が最大限尊重され、尊厳をもってその人らしい生活を継続することができています。
------	--

施策の方向性Ⅳ	成年後見人等の活動しやすい環境を作る。
施策8	成年後見人等の活動環境の整備

主な取組・事業	(16)協議会及びチームの継続的な連携の強化 (17)成年後見人等選任後の状況把握の仕組みづくり
---------	--

1 事業の成果(令和3・4年度)

・協議会による支援者への専門的助言(令和3年度 新規) ・アンケートによる後見人等選任後の状況把握(令和3年度 新規) ・親族後見人向け講座・交流会、成年後見申立講座の開催
--

2 事業の課題(令和3・4年度)

・後見事務については、成年後見人等のみが行うのではなく、地域支援者や関係機関と一体となり、チームで行っていく必要がある。 ・親族後見人等の選任後の状況把握としてアンケートを実施しているが、親族後見人等に選任予定の方とのつながりが少ないため、配布数・回答数ともに少なくなっている。
--

3 今後の方向性

・中核機関が必要に応じて、チーム内での支援方針の共有や各々の役割分担の確認などを行い、チーム活動の開始に向けて支援していく。 ・日頃の相談業務や成年後見申立講座や親族後見人向け交流会の申込みを機に選任状況を聞き取るなど、積極的に親族後見人等選任後の状況把握を行っていく。
--

令和3・4年度中央区成年後見制度利用促進事業の成果と課題について

目指す姿	誰もが住み慣れた地域の中で家族や地域の人々に支えられながら、成年後見制度の適切な利用により本人の意思が最大限尊重され、尊厳をもってその人らしい生活を継続することができています。
------	--

施策の方向性Ⅳ	成年後見人等の活動しやすい環境を作る。
施策9	成年後見人等への支援

主な取組・事業	(18)成年後見人等の相談窓口の明確化 (19)親族後見人等への支援の充実
---------	---------------------------------------

1 事業の成果(令和3・4年度)

・成年後見人等の相談窓口の明確化 ・成年後見人等の相談窓口の一元化に向けた検討 ・親族後見人向け講座・交流会の開催

2 事業の課題(令和3・4年度)

・成年後見人等に選任された後、区役所で行う被後見人宛ての書類の送付先を変更するためには、成年後見人等が必要な窓口において、それぞれ変更手続きを行う必要がある。 ・親族後見人等が一人で悩みなどを抱え込まないように、親族後見人同士の交流をより活発化させる必要がある。
--

3 今後の方向性

・庁内での連携体制や個人情報保護等の課題を整理し、成年後見人等が区役所で行う送付先変更手続きに係る窓口の一元化を実施していく。 ・親族後見人同士の交流をより活発化させるために、講座や交流会の内容及形式を検討していく。
